

# 日常生活における「契約」の基本知識

私たちの毎日の生活は、さまざまな契約に支えられています。「コンビニや通信販売で買い物をする」「自動車を修理してもらう」「電車に乗る」などは、すべて契約です。

契約はどのように成立するのか、どんな場合に契約を取り止めることができるのか、そして契約トラブルを未然に防ぐための注意点は、以下の通りです。

## ～一定の要件で解除可能 契約前に解約条件等確認を～

### ▽契約の成立

契約は、「申し込み」の意思表示とそれに対する「承諾」の意思表示が合致することによって成立します。契約をする際には、原則として契約書等の書面を作成する必要はなく、口約束でも契約は成立します。

消費者が注文していないのに販売業者が一方的に商品を送り付け、代金を請求してくることがあります。この場合は、消費者は受け取っただけで「承諾」をしていないので、契約は成立していません。したがって、代金を支払う必要はありません。

### ▽契約の無効・取り消し・解除

いったん契約が成立すると、契約には法的な拘束力があるので、原則として、当事者が一方的に契約を取り止めることはできません。

しかし、場合によっては契約の効果が生じない「無効」の場合があります。例えば、民法の規定では、意思能力のない人による契約や、公序良俗に反する契約などは無効となります。消費者契約法の規定では、消費者に一方的に不利益な内容を定めた契約条項は、その条項が無効となります。

また「無効」ではないが、「取り消しができる契約」もあります。例えば、民法の規定では、未成年者等の制限行為能力者が結んだ契約、錯誤や詐欺、強迫による契約は、一定の要件のもとに取り消すことができます。消費者契約法は、事業者の不当な勧誘により、消費者が誤認や困惑して契約を結んだ場合について、消費者がその契約を取り消すことができる類型を定めています。

これ以外にも、契約が有効に成立した後でも、相手と合意すれば契約を解除することができますし、また、契約で解除できる事由を定めておけば、その事由が生じた場合には解除することができます。

さらに、法律の規定に基づいて解除できる場合もあります。例えば、民法の規定では、相手が契約の内容を守らない場合（債務不履行）や、契約の内容に適合しないような商品を受け取った場合（契約不適合）には、一定の要件のもとに、契約を解除することができます。

契約が無効であった場合、取り消しや解除された場合には、通常、原状回復として返金や返品が行われることとなります。

訪問販売やそれに類する不意打ち性のある一定の取引については、「クーリング・オフ」という制度があります。これは、消費者がいったん契約の申し込みや締結をした場合でも、一定期間内であれば、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

なお、通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

また、有料のサービスを継続的に受ける契約の中の特定の契約については、法律の規定によって、中途解約が認

められ、その際の違約金の上限が定められているものもあります（特定継続的役務提供契約）

#### ▽契約トラブルの未然防止

消費者に「法律上、契約の無効を主張したり、取り消しや解除ができる権利がある」ということと、「実際に返金等を受けられる」ということは異なります。契約を解除しようとしても、事業者の連絡先が不明であれば交渉ができません。

また、事業者に連絡ができても返金等に応じない場合には、結局、裁判所を通じて法的手続きをとるしかありませんが、手続きには多くの時間、労力、費用が必要です。したがって、このような不利益を避けるためには、契約する前に、契約する商品やサービスの内容、価格、事業者の連絡先、解約・返品の条件等を十分に確認して、「トラブルを未然に防ぐこと」が最も重要です。

#### 筆者ひとこと

「契約内容に疑問点があれば、理解できるまで質問する」、「急かされても、あわてて契約しない」、「契約しない時は、きっぱりと断る」といった姿勢が必要です。

（県消費生活センター）